

共生型サービスについて

共生型サービスとは、障害福祉サービス事業所と介護保険サービス事業所が相互に指定を受けやすくする制度です。障害福祉サービスの利用者が高齢者となった場合に、これまで利用していた障害福祉サービス事業所で、それに相当する介護保険サービスを引き続き利用できるといった利点があります。共生型サービスは一方の基準を満たしていなくても指定が受けられることもあります。その場合、本指定を受けた事業所に比べ、減算された設定となっております。

現在、共生型サービスとして国の制度上認められているサービスは以下のとおりです。

<訪問系>

- 訪問介護事業所が指定を受けられる共生型サービス
 - ・居宅介護
 - ・重度訪問介護
- 居宅介護事業所又は重度訪問介護事業所が指定を受けられる共生型サービス
 - ・訪問介護
 - ・予防専門型訪問サービス

<通所系>

- （地域密着型）通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所が指定を受けられる共生型サービス
 - ・生活介護
 - ・自立訓練
 - ・児童発達支援
 - ・放課後等デイサービス
- 生活介護事業所、自立訓練事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所が指定を受けられる共生型サービス
 - ・（地域密着型）通所介護
 - ・予防専門型通所サービス

<短期入所系>

- （介護予防）短期入所生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所が指定を受けられる共生型サービス
 - ・短期入所
- 短期入所事業所が指定を受けられる共生型サービス
 - ・短期入所生活介護
 - ・介護予防短期入所生活介護

※共生型サービスの指定に係る具体的な基準については、それぞれの都道府県・指定都市等により定めることになっておりますので、その指定を受けようとする共生型サービスを担当する部署へご相談ください。

対象サービス	担当部署（本市の場合）
居宅介護・重度訪問介護・生活介護・自立訓練 ・短期入所	障害者支援課 指定指導係
児童発達支援・放課後等デイサービス	子ども福祉課 子ども発達支援係